

○九州工業大学大学院情報工学研究院動物実験委員会内規

制 定 平成24年10月24日

改 正 平成30年 9月 3日
平成31年 2月22日
令和 5年 1月25日
令和 7年 1月15日
令和 7年 7月 9日

九州工業大学大学院情報工学研究院動物実験委員会内規

(目的)

第1条 この要項は、九州工業大学大学院情報工学研究院動物実験細則（平成23年九工大情報工学研究院細則第1号）第3条第2項の規定に基づき、九州工業大学大学院情報工学研究院動物実験委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営について定めることを目的とする。

(審議事項)

第2条 委員会は、動物実験に関する次の事項を審議し、当該実験計画の法律及び基準等への適合度を審査する。

- (1) 科学的妥当性に関すること。
- (2) 動物福祉に関すること。
- (3) 実験動物の飼養、管理、施設等の構造その他実験に関すること。
- (4) 動物実験の規則に関すること。
- (5) 動物実験の教育訓練に関すること。

(構成)

第3条 委員会は、次に掲げる委員をもって構成する。

- (1) 大学院情報工学研究院の動物実験を行なう教員 3名
- (2) 大学院情報工学研究院の動物実験を行わない教員 1名
- (3) 実験動物に関して優れた識見を有する獣医師 1名
- (4) その他委員会が必要と認めた教員 若干名

2 前項第1号の委員には、九州工業大学飯塚地区実験動物飼養保管施設要項（平成16年2月24日制定）第3条第1項第1号に定める者を含めるものとする。

3 第1項の委員は、大学院情報工学研究院長が委嘱する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

2 前項の委員に欠員が生じたときの後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、第3条第1項に掲げる者から大学院情報工学研究院長が指名した者をもって充てる。

2 委員長は、委員会を召集し、その議長となる。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代行する。

(会議)

第6条 委員会は、委員の過半数の出席により成立する。

2 委員に事故があるときは、あらかじめ委員長の承認を得て、代理者を出席させることができる。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数により決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の出席)

第7条 委員長が特に必要があると認めたときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(専門委員会)

第8条 委員会に、必要に応じて専門委員会を置くことができる。

(雑則)

第9条 この内規に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この内規は、平成24年10月24日から施行し、平成24年10月1日から適用する。

2 九州工業大学大学院情報工学研究院動物実験委員会要項（平成16年2月25日制定）は、廃止する。

附 則

この内規は、平成30年9月3日から施行する。

附 則

この内規は、平成31年2月22日から施行する。

附 則

この内規は、令和5年1月25日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

附 則

この内規は、令和7年1月15日から施行する。

附 則

この内規は、令和7年7月9日から施行する。